

募集要項に関する質問に対する回答

| No | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|---|----|---|-----|---|-----|--------------------|--|---|
| 1 | 4 | 第2 | 7 | (2) | | | 開業準備、維持管理及び運営業務の対価 | 様式K-2にて維持管理費の算定に際しては事業期間を通じて提供食数4,000食を元に算定と記載がありますが、変動費を算出する上で各年度毎の年間食数をお示し下さい。 また資料5において児童生徒推計において食数が4,000食以下になっており、事業期間全ての年度において4,000食/日で算定しますと、配置人員、光熱水費において事業費高になってしまいます。適正な事業費算定の為にも、各年度毎の年間食数をお示し下さい。 | 事業期間を通じた児童生徒数の推計がないため、年度ごとの提供食数については提示できません。 |
| 2 | 4 | 第2 | 8 | | | | 事業スケジュール（予定） | 「建築基準法第48条第5項ただし書きに基づく許可の手続き」を開始できる時期は長崎市議会の議決、事業契約の締結である2023年9月より早く始めることは可能でしょうか。 | 建築基準法第48条第5項ただし書きに基づく許可を受けるためには、建築審査会において事業者が設計した図面等を提示し、審査を受ける必要があるため、事業契約の締結前に許可を受けることはできませんが、事業契約の締結ができない場合のリスクを勘案の上で、事業者の責任において基本設計や建築指導課との事前協議を行うことは構いません。 |
| 3 | 6 | 第3 | 1 | (3) | | | 応募者の構成等 | 「運営業務を行う者は市内または認定市内」という要件があります。この場合の運営業務には「給食配送・回収業務」を担当する企業も含むという解釈で良いですか。 | お見込みのとおりです。 |
| 4 | 6 | 第3 | 2 | (1) | | | 業務実施企業の参加資格要件 | 設計、工事監理、建設、維持管理、運営等の業務以外の、所謂「FA業務・SPC管理業務」の受託企業が構成企業として参加する場合は(1)共通事項のみを充足すれば問題ない認識で宜しいでしょうか。 | SPCから直接FA業務等を受託する企業についてはお見込みのとおりです。その他、募集要項の「1.応募者の構成等」、「3.参加資格要件の確認基準日」及び「4.応募者及び協力企業の失格・変更」に示す要件についても満たす必要があります。 |
| 5 | 7 | 第3 | 2 | (1) | ケ | | 共通事項 | 「給食調理業務又は給食配送・回収業務を実施する協力企業（長崎市物品等競争入札有資格者名簿において、地域区分が市内又は認定市内としての登録がある者に限る。）の代表者として本事業に参画しようとする者は、複数の応募者の協力企業の代表者となることができる。」とありますが、前述の企業が「構成企業」として本事業に参画しようとする場合には複数の応募者となることはできないという理解でよろしいでしょうか。また、p8(6)運営業務を行う者には、運営業務を複数の企業で実施する場合に代表者を定めることについて記載がございませんが、「協力企業の代表者」の定義についてご教示いただけますでしょうか。 | 前段：お見込みのとおりです。 後段：ここでいう「協力企業の代表者」とは、企業間での代表者ではなく、その企業の代表取締役などの契約の締結権限を有する者を示しています。 |

募集要項に関する質問に対する回答

| No | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----|----|---|-----|---|-----|--------------|---|---|
| 6 | 8 | 第3 | 2 | (5) | イ | | 維持管理業務を行う者 | 「平成24年4月以降に完了した学校給食施設の維持管理業務の実績を有していること」とありますが、同種のPFI事業で平成24年4月以降に維持管理業務を開始し、資格審査時点で維持管理業務期間中の業務内容が履行されていることが確認できれば参加資格要件を満たすこととして頂くことは可能でしょうか？ | 学校給食施設の維持管理業務の実績は、PFI事業に限定するものではありません。また、学校給食施設の包括的な維持管理業務でなくとも厨房設備保守点検など個別の案件でも構いません。PFI事業しか実績がなく、業務継続中の場合は、少なくとも1年間以上の業務を確実に履行していることを証明できる書類を提出することで参加資格要件の実績とすることを可とします。 |
| 7 | 8 | 第3 | 2 | (5) | イ | | 維持管理業務を行う者 | 維持管理業務を行う者の参加資格要件について、「平成24年4月以降に完了した学校給食施設の維持管理業務の実績を有していること」とありますが、PFI事業等の事業期間が長期にわたり、本事業の資格審査に関する書類の提出期限までに維持管理業務が完了していなくても、同等の実績としてよろしいでしょうか。 | No.6参照。 |
| 8 | 8 | 第3 | 2 | (5) | イ | | 維持管理業務を行う者 | 平成24年4月以降に完了した学校給食施設の維持管理業務の実績を有していること。と記載されておりますが、別紙資料の契約書にて当社はこちらの実績を網羅できていると認識しております。ご回答の程お願い致します。 | 個別の回答はできませんので、No.6を参照のうえ改めて資格審査に関する書類を提出してください。 |
| 9 | 10 | 第4 | | | | | 事業及び選定スケジュール | 応募者の備えるべき参加資格要件の質問・回答の公表は1月下旬ですと2月17日提出までに間に合わない可能性がありますので、1月上旬に応募者の備えるべき参加資格要件の質問・回答をご検討お願い致します。 | 原案のとおりとします。 |

募集要項に関する質問に対する回答

| No | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----|----|---|-----|---|-----|------------------------|---|---|
| 10 | 12 | 第5 | 2 | (5) | | | 資格審査に関する書類(参加表明書等)の受付 | いつから提出可能かご教示お願い致します。 | 資格審査に関する書類の提出開始時期は設定していませんので、準備ができた段階で提出期日までに提出してください。 なお、提出された応募書類については、変更及び返却はできませんのでご了承ください。 |
| 11 | 12 | 第5 | 2 | (6) | | | 提案審査に関する書類の受付期間、場所及び方法 | いつから提出可能かご教示お願い致します。 | 提案審査に関する書類の提出開始時期は設定していませんので、準備ができた段階で提出期日までに提出してください。 なお、提出された応募書類については、変更及び返却はできませんのでご了承ください。 |
| 12 | 17 | 第7 | 4 | (3) | | | 資金計画・事業収支計画に関する条件 | 様式集(提案審査)の様式K1「初期投資費見積書」のうち、項目「3建設工事(5)厨房機器等調達・設置工事」のその他は一時支払金の対象となる「対象工事費」に含まれますでしょうか。 | その他の項目が、「施設と一体となっている固定式のもの、かつ、一品あたりの取得価格が20万円以上、かつ、耐用年数が5年以上のもの」に該当する場合には、対象工事費に含まれます。 なお、実際の一時支払金の算定時に地方債対象経費か精査しますので、提案時の金額とは異なる場合があります。 |
| 13 | 17 | 第7 | 4 | (3) | | | 資金計画・事業収支計画に関する条件 | (3)※1の対象工事費の内容として、「(5)厨房機器等設置工事(施設と一体となっていない可動式のもの又は一品あたりの取得価格が20万円未満又は耐用年数が5年未満のものを除く)」となっておりますが、様式K-1 初期投資費見積書にて区分されています(5)厨房機器等設置工事の「その他」も対象工事費については含めて問題ないか、念のためご教示頂けますと幸いです。 | No.12参照。 |
| 14 | 17 | 第7 | 4 | (3) | | | 資金計画・事業収支計画に関する条件 | 一時支払金変更に伴う金融機関への事務手数料は事業者負担と御座いますが、事業契約書案(P.46)では市の負担と記載御座いますので正誤をご確認頂けますでしょうか。また、一時支払金変更に伴い増加した利息分につきましては貴市にてご負担いただけますでしょうか。 | 前段:募集要項P17に記載のとおり、事務手数料等は事業者の負担とし、事業契約書P46の記述は修正します。 後段:一時支払金の変更に伴う割賦手数料の変更については、増減に応じてサービスの対価の見直しを行います。 |

募集要項に関する質問に対する回答

| No | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (ア) | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----|----|---|-----|---|-----|-------------------|---|---|
| 15 | 17 | 第7 | 4 | (3) | | | 資金計画・事業収支計画に関する条件 | ア、イ、ウはそれぞれ税込額との理解でよろしいでしょうか。その場合、それぞれの税抜き金額をご教授ください。 | 前段:お見込みのとおりです。 後段:募集要項に記載した金額に消費税(10%)が含まれているものとして事業者にて算定してください。 |
| 16 | 17 | 第7 | 4 | (3) | | | 資金計画・事業収支計画に関する条件 | ウのその他地方債対象経費として「(対象工事費－工)円」とあります。工事対象費から学校施設環境改善交付金対象経費相当額である489,196,000円を引いた満額がウという解釈で良いですか。 | お見込みのとおりです。 |
| 17 | 17 | 第7 | 5 | | | | 本市の費用負担 | 本事業における大規模修繕は、目安として建築後10年目～20年目の期間に想定される、工作物及び建築設備における更新工事と思料しております。 貴市との考え方の相違が無いよう、貴市にて負担して頂く大規模修繕の修繕項目・及び貴市にて負担する金額(例/10万円以下事業者 10万円以上貴市)等が御座いましたら、詳細をご教示下さい。 | 現時点で具体的な大規模修繕の項目・金額は設定していませんが、大規模修繕の考え方は要求水準書63ページをご確認ください。 |

要求水準書に関する質問に対する回答

| No | 頁 | 第1 | 1. | (1) | ア | (ア) | a | a) | i) | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----|----|----|-----|---|-----|---|----|----|----------|--|--|
| 1 | 8 | 第1 | 6 | (1) | ア | (キ) | | | | その他 | 東側出入口近くの事業予定地側(南側)の歩道は、児童生徒の通学路になっているのでしょうか。 | 東側出入口の事業予定地側(南側)の歩道は、通学経路にはなっていません。 |
| 2 | 12 | 第1 | 6 | (3) | | | | | | 配送校の提供食数 | 最終形の配送対象考案に配送校が増えた場合について、“要求水準書(案)に関する質問に対する回答”では、“なお、各学校の学級数の減少を勘案して、配送校の増加により新たに発生する増加費用については市が負担します。”とご回答いただきましたが、増加した分の食缶類、コンテナの消毒保管機器等も追加設置が必要になることも想定されます。施設整備では、事業者側で追加機器の設置に必要なスペース、電源などを確保しておき、必要になった時点で市のご負担にて機器を追加設置するという考えでよろしいのでしょうか。 | 配送校の推移案のとおり配送校の対象学校数としては増えますが、各校の児童生徒数や学級数の減少に伴い1校あたりに必要な食缶数やコンテナ数も減少するものと想定しています。これらを勘案した上で、新たに必要となる食缶や消毒保管庫などの追加費用は本市が負担します。 |
| 3 | 12 | 第1 | 6 | (3) | | | | | | 配送校の提供食数 | 「事業期間中に調理能力の範囲内において、配送校を変更(追加)する予定としており、その際には事業者は協議に応じ、適切に対応すること」とあります。 調理、洗浄などにかかる費用(人件費)及び水光熱費は、調理能力の範囲内である場合、変動費(食数)にてサービス対価に反映されるとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおり「固定費及び変動費の考え方については、事業者提案による」としており、配送校の変更があっても、調理能力の範囲内の場合は、調理・洗浄等に係る人件費(配送・配膳に係る人件費は除く。)や光熱水費は、変動費のサービス対価において反映します(食数単価の変更はありません。)。それを勘案して固定費・変動費の考え方や金額を提案してください。 |
| 4 | 12 | 第1 | 6 | (3) | | | | | | 配送校の提供食数 | 「事業期間中に調理能力の範囲内において、配送校を変更(追加)する予定としており、その際には事業者は協議に応じ、適切に対応すること」とあります。 また、要求水準書(案)に関する質問回答No23において、「配送校増加により新たに発生する増加費用については市が負担します。」と回答もあることから、変更によりかかる費用(食器食缶、コンテナ、消毒保管用調理設備(食器食缶・コンテナ用)、配送車(人件費含む)、デマンド(基本料金)などの増加)が発生した場合は、市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。 | No.2、No.3参照。 |

要求水準書に関する質問に対する回答

| No | 頁 | 第1 | 1. | (1) | ア | (ア) | a | a) | i) | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----|----|----|-----|---|-----|---|----|----|----------|--|---|
| 5 | 12 | 第1 | 6 | (3) | | | | | | 配送校の提供食数 | 「事業期間中に調理能力の範囲内において、配送校を変更(追加)する予定としており、その際には事業者は協議に応じ、適切に対応すること」とあります。 将来の配送校の変更(追加)するにあたり、事業者は配送校が追加されることを想定し、調理設備などの設置スペースだけを準備しておけばよいとの理解でよいでしょうか。 その場合、どのくらいのスペースが必要かご教示ください。 ※単純に、学校数が増えた場合には、食器、食缶、コンテナの消毒保管するための設備が必要になります。 | お見込みのとおりですが、配送校の変更では単純な学校数だけの増ではなく、どのくらいのスペースが必要かは現時点で未定のため、必要なスペースについては事業者にて提案してください。 |
| 6 | 14 | 第2 | 1 | (1) | ア | | | | | 全体配置 | 進入口の交通安全対策を図るため、東側出入口の切り下げ部分の移動及び拡張は可能でしょうか。 | 東側出入口の切り下げ部分の移動及び拡張については、本市の土木総務課との協議により認められれば可能です。事前に協議のうえ、道路工事施工承認申請書を本市土木総務課に提出してください。 |
| 7 | 15 | 第2 | 1 | (1) | イ | (イ) | d | | | 一般エリア | 一般の来訪者が利用する諸室、廊下及びトイレ等については、調理従事者と来訪者の動線が交差しないように計画することありますが、P17参考諸室リストで『共用部分』となっている諸室は事業者と市職員・来訪者の交差が発生しても問題ないとの理解でよろしいでしょうか。 | 共用部分も含めて調理従事者と来訪者の動線が交差しないように計画してください。なお、本市職員との一般の来訪者の動線を制限するものではありません。 |
| 8 | 16 | 第2 | 1 | (1) | ウ | (ア) | | | | 必要諸室 | 参考諸室リストでの荷受室に「④その他」とありますが、「④添物用」と読み替えれば宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりですが、参考としての記載ですので、添物用に限らずその他の荷受室を事業者において提案していただいて構いません。 |
| 9 | 16 | 第2 | 1 | (1) | ウ | (ア) | | | | 必要諸室 | 参考諸室リストでの検収室に「③その他」とありますが、「③添物用」と読み替えれば宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりですが、参考としての記載ですので、添物用に限らずその他の検収室を事業者において提案していただいて構いません。 |
| 10 | 16 | 第2 | 1 | (1) | ウ | (ア) | | | | 必要諸室 | 検収室「④その他」とは、添物用ですか。その場合、「要求水準書(案)に関する質問に対する回答」No.62の通り、添物用は他の検収室と兼用することも可という理解でよいですか。 | 前段: No.9参照。 後段: 要求水準書(案)に関する質問に対する回答No.62は荷受室に対する回答ですが、事業者の提案に応じて添物用の検収室も他の検収室と兼用として構いません。 |

要求水準書に関する質問に対する回答

| No | 頁 | 第1 | 1. | (1) | ア | (ア) | a | a) | i) | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----|----|----|-----|---|-----|---|----|----|-----------------|---|---|
| 11 | 16 | 第2 | 1 | (1) | ウ | (ア) | | | | 必要諸室 | 「調理従事者更衣室(男女)」と「事業者用更衣室」は別のものを指すのでしょうか。 | 調理従事者専用とそれ以外の職員(事務、清掃など)と分けて記載していますが、事業者の提案に応じて、事業者用更衣室は不要とすることも可能です。 |
| 12 | 17 | 第2 | 1 | (1) | ウ | (ア) | | | | 必要諸室 | 事業者専用部分のシャワー室の設置有無は事業者の提案としてよいでしょうか。 | 要求水準書(案)に関する質問に対する回答No25参照。 |
| 13 | 17 | 第2 | 1 | (1) | ウ | (ア) | | | | 必要諸室 | 「機械室」「電気室」については室ではなく屋外設置とする提案は可能でしょうか。 | 要求水準書(案)に関する質問に対する回答No26参照。 |
| 14 | 19 | 第2 | 1 | (1) | エ | (カ) | | | | 仕上計画 | 「天窗は設置しないこと」と記載がありますが、法的に必要な排煙窓の場合は設置してもよいでしょうか。 | 要求水準書(案)に関する質問に対する回答No29参照。 |
| 15 | 19 | 第2 | 1 | (1) | エ | (コ) | | | | 仕上計画 | 「給食エリアの扉は、～アルミ製又はステンレス製などの鋼製建具とすること。」とありますが、昨今建築資材が高騰しているため、(コ)は削除して頂けないでしょうか。もしくは、「～耐水性、カートや台車等の衝撃により破損することがないように配慮して計画すること。」に変更をお願いできないでしょうか。 | 衛生面、機能等に支障がない場合は、事業者の提案によるものとします。 |
| 16 | 20 | 第2 | 1 | (2) | ア | | | | | 地域性・景観性 | 「なお、南部学校給食センターは、「学校等」に該当するため、」とありますが、本施設の用途が「学校等」に該当する根拠についてご教示ください。 | 建築基準法の用途としては工場の扱いですが、騒音規制法、振動規制法及び長崎県未来につながる環境を守り育てる条例においては、学校施設に関連する施設として「学校等」に位置づけています。 |
| 17 | 22 | 第2 | 1 | (4) | ア | (ア) | c | | | 照明器具・電灯、コンセント設備 | 「吹抜等高所にある器具に関しては、自動昇降装置などで容易に保守管理ができるようにすること」とありますが、LED器具の採用により長時間点灯が可能で、球替え等の保守管理の必要がなくなりますので昇降装置の設置は必要ないと考えて宜しいでしょうか | LED照明についても取替えの時期が来ますので、合理的な保守管理の方法を提案のうえ、自動昇降装置を設置しないことは可能とします。 |

要求水準書に関する質問に対する回答

| No | 頁 | 第1 | 1. | (1) | ア | (ア) | a | a) | i) | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----|----|----|-----|---|-----|---|----|----|-----------------------|--|---|
| 18 | 22 | 第2 | 1 | (4) | ア | (ウ) | a | | | 電話・施設内放送・テレビ受信・情報通信設備 | 「電話、施設内放送及びテレビ放送受信設備を設置し」とありますが、テレビ放送受信設備は多目的研修室のテレビのことでしょうか。 また、受信料の支払いは市側でしょうか。ちなみに事業者の従業員がテレビを見ることは想定していません。 | 前段:お見込みのとおりです。 後段:受信料は事業者の負担とします。 |
| 19 | 27 | 第2 | 1 | (4) | エ | (カ) | a | | | その他 | 「南部学校給食センター及び……………、モニターによる一元管理を行なえるものとする」とありますが、モニターは作業モニタリング目的の調理室作業状況確認のものと同じと考えて宜しいでしょうか | 給食エリアでの調理作業などの他に、南部学校給食センター内の共用部や敷地内も含めて、防犯上の役割も担うことを想定しています。 |
| 20 | 27 | 第2 | 1 | (4) | エ | (カ) | c | | | その他 | 「作業モニタリングを目的とし、主要な調理室において……………」とありますが、主要な調理室とは具体的にはどこの調理室でしょうか、ご教示願います | 野菜類下処理室、野菜上処理(切裁)室、揚げ物・焼き物・蒸し物室、煮炊き調理室、和え物準備室、和え物室、炊飯室、食物アレルギー対応食調理室、コンテナ室を基本とし、その他の諸室については事業者の提案によるものとします。 |
| 21 | 27 | 第2 | 1 | (5) | ウ | (ア) | | | | 電力 | 供給事業者は事業者による選定としてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 22 | 27 | 第2 | 1. | (5) | エ | (ア) | | | | ガス | 供給事業者は事業者による選定としてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 23 | 28 | 第2 | 1 | (6) | ウ | (イ) | | | | 災害時の対応 | 要求水準の文言と、10/31公表の「要求水準書(案)に関する質問に対する回答」のNo51と56をまとめると、炊き出しの想定条件は、「汁物1品、1回2000食×3回/日×3日」でよろしいでしょうか。 | 汁物の調理を基本としますが調理する品数は、現時点では未定です。調理能力については、お見込みのとおりです。 |
| 24 | 28 | 第2 | 1. | (6) | ウ | (イ) | | | | 災害時の対応 | 「なお、災害用発電設備の容量については費用対効果を踏まえ、整備すること。」とありますが、災害用発電設備の設置場所や仕様についても事業者提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |

要求水準書に関する質問に対する回答

| No | 頁 | 第1 | 1. | (1) | ア | (ア) | a | a) | i) | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----|----|----|-----|---|-----|---|----|----|--------|--|--|
| 25 | 28 | 第2 | 1. | (6) | ウ | (ウ) | | | | 災害時の対応 | 「本市で調達する防災用食料を備蓄可能な10㎡程度の防災用食料備蓄庫を設けること。」とありますが、防災用食料備蓄庫に備蓄する食料の管理及び再調達については、貴市にて行っていただけたらとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 26 | 29 | 第2 | 2 | (1) | | | | | | 荷受室 | b. 上記の荷受室とは別に添物用荷受室を設置すること。なお、... コンテナ室側に設置することも可とする。と記載ありますが、「要求水準書(案)に関する質問に対する回答」No.62の通り、添物用荷受室を他の荷受室と兼用することも可という理解でよいですか。 | お見込みのとおりです。 |
| 27 | 29 | 第2 | 2 | (1) | | | | | | 荷受室 | 添物の荷受室は他の荷受室と兼用してもよいでしょうか。 | No.26参照。 |
| 28 | 29 | 第2 | 2 | (1) | | | | | | 検収室 | 添物の荷受室が他の荷受室と兼用可能な場合、添物の検収室についても他の検収室と兼用としてよいでしょうか。 | No.10参照。 |
| 29 | 29 | 第2 | 2 | (1) | | | | | | 調味料計量室 | 高速ミキサーが削除となっておりますが、調味料計量室で行う予定だった調味液攪拌作業は、野菜上処理室で新たに追加された高速ミキサーで行うとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 30 | 29 | 第2 | 2 | (1) | | | | | | 調味料計量室 | 「c.電動式缶切り機を設置」とありますが、切りくずの混入防止等の観点から手動式等のご提案もお認め頂けないでしょうか。 | 処理能力等に問題がなく、献立作成に制限がかかることがない場合は、事業者の提案によるものとします。 |
| 31 | 31 | 第2 | 2 | (1) | | | | | | 残滓処理室 | b 各諸室で発生した残滓等については、配管を用いて残滓庫に運ぶシステムとすることと記載ありますが、下処理室の残滓を配管で運搬する場合、配管長さが30m以上となり、長期間の使用中に詰まり等のトラブルが予想されます。残滓の運搬については、回収される給食残滓のみとしてもよいですか。 | 衛生面、作業工程等に支障がない場合は、事業者の提案によるものとします。 |

要求水準書に関する質問に対する回答

| No | 頁 | 第1 | 1. | (1) | ア | (ア) | a | a) | i) | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----|----|----|-----|---|-----|---|----|----|-------------|--|---|
| 32 | 31 | 第2 | 2 | (1) | | | | | | 野菜上処理(切裁)室 | 上処理室の記載がありますが、「要求水準書(案)に関する質問に対する回答」No.78で上処理コーナーも可と回答いただいています。回答の通り、上処理コーナーも可という理解でよいですか。 | お見込みのとおりです。 |
| 33 | 32 | 第2 | 2 | (1) | | | | | | 和え物準備室、和え物室 | ”和え物準備室”とありますが、衛生的に調理可能なように厨房機器を配置したうえで、効率的な動線と作業スペース確保の為、室として煮炊き調理室と壁で区画しない形で提案してもよろしいでしょうか。 | 和え物室との動線に配慮し、煮炊き調理室の作業スペースを十分に確保できる場合は、事業者の提案によるものとします。 |
| 34 | 32 | 第2 | 2 | (1) | | | | | | 和え物準備室、和え物室 | 「d.食缶用蓄冷材を保管する冷凍庫を設置すること」とありますが、作業性を考慮し適宜テナ室に配置する等のご提案もお認め頂けないでしょうか。 | 事業者の提案によるものとします。 |
| 35 | 33 | 第2 | 2 | (1) | | | | | | 添物用仕分室 | 添物用仕分室の記載がありますが、「要求水準書(案)に関する質問に対する回答」No.98で添物用仕分コーナーも可と回答いただいています。回答の通り、添物用仕分コーナーも可という理解でよいですか。 | お見込みのとおりです。 |
| 36 | 33 | 第2 | 2 | (1) | | | | | | 添物用仕分室 | 数量確認や適切な温度管理が行える設備を備え、適切な広さを確保できれば、添物用仕分室の設置有無は事業者の提案としてよいでしょうか。 | 要求水準書(案)に関する質問に対する回答No97参照。 |
| 37 | 34 | 第2 | 2 | (1) | | | | | | 防災用食糧備蓄庫 | 「本市で調達する防災用食糧」とありますが、収納の為の棚等もご用意頂けますでしょうか。そうでない場合は予定されている防災用食糧の品目、寸法、個数リストを御教示下さい。 | 防災用食糧備蓄庫に設置する収納棚、食糧等は本市で調達します。 |
| 38 | 35 | 第2 | 2 | (2) | | | | | | 市職員用事務室 | 「調理場内の各部屋を見ることができるモニターを設置すること」とありますが、各部屋とは具体的にはどこの部屋でしょうか、ご教示願います | No.20参照。 |

要求水準書に関する質問に対する回答

| No | 頁 | 第1 | 1. | (1) | ア | (ア) | a | a) | i) | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----|----|----|-----|---|-----|---|-----|-----|------------------|---|--|
| 39 | 35 | 第2 | 2 | (2) | | | | | | 配送員用控え室 | 配送員控え室と事業者用休憩室を兼ねるご提案についてもお認め頂けないでしょうか。 | 事業者の提案によるものとします。 |
| 40 | 36 | 第2 | 2 | (2) | | | | | | 多目的研修室、見学実施 | 調理備品(鍋等)は貴市準備との理解でよろしいでしょうか。 | 多目的研修室の調理備品は本市が調達します。 |
| 41 | 37 | 第2 | 2 | (2) | | | | | | 駐車場 | 事業者用駐車場を整備した場合、維持管理運営期間において駐車場料金は発生しますでしょうか。 仮に発生した場合、1台あたりの料金を教えてください。 | 現在のところ事業者から駐車場の使用料を徴収する想定はありません。ただし、今後、徴収対象者の見直しを行う可能性がないとは言えないため、配送校の敷地内を含め、通勤用車両を駐車する場合は、利用者に対して駐車料金を請求する可能性があります。 |
| 42 | 39 | 第2 | 3 | (3) | | | | | ii) | 設計体制及び設計業務にかかる届出 | 設計体制における主任技術者の選出について、協力企業から選出は可能かご教示ください。 | 設計業務の主任技術者は、SPCから直接設計業務を受託した協力企業から選出することも可能です。 なお、当該協力企業から再委託された企業からの選出は不可とします。 |
| 43 | 45 | 第3 | 3 | (4) | 工 | (イ) | b | (a) | i) | 冷機器 | 外装、内装ステンレスは、縦型冷蔵庫類の記載で、プレハブ冷蔵庫類は、一般的に使用されているカラー鋼板でよいという理解でよいですか。 | 事業者の提案によるものとします。 |
| 44 | 45 | 第3 | 3 | (4) | 工 | (イ) | b | (a) | i) | 冷機器 | 「抗菌ステンレス製」とございますが、一般的な業務用冷機器メーカーでは、縦型冷凍庫、縦型冷蔵庫で抗菌ステンレス材は使用しておりませんので、清掃性が良く衛生的なステンレス製と読み替えてもよろしいでしょうか？ | 構いません。 |
| 45 | 45 | 第3 | 3 | (4) | 工 | (イ) | b | (a) | vi) | 冷機器 | 温度管理システムは「要求水準書(案)に関する質問に対する回答」No.133の通り手動も可という理解でよいですか。 | お見込みのとおりです。 |

要求水準書に関する質問に対する回答

| No | 頁 | 第1 | 1. | (1) | ア | (ア) | a | a) | i) | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----|----|----|-----|---|-----|---|-----|-----|---------------|---|---|
| 46 | 47 | 第3 | 3 | (4) | エ | (イ) | c | (c) | i) | フライヤー | 芯温測定器が搭載されときさいありますが、「要求水準書(案)に関する質問に対する回答」No.139通りと理解してよいですか。 | お見込みのとおりです。 |
| 47 | 47 | 第3 | 3 | (4) | エ | (イ) | c | (d) | ii) | 蒸し器 | 中心温度の測定については、「要求水準書(案)に関する質問に対する回答」No.142通りと理解してよいですか。 | お見込みのとおりです。 |
| 48 | 47 | 第3 | 3 | (4) | エ | (イ) | c | (e) | ii) | 真空冷却機 | 記録については、「要求水準書(案)に関する質問に対する回答」No.142通り、事業者提案でよいですか。 | お見込みのとおりです。 |
| 49 | 48 | 第3 | 3 | (4) | エ | (イ) | e | (b) | ii) | コンテナ洗浄機 | 水滴除去については、「要求水準書(案)に関する質問に対する回答」No.143通り、事業者提案でよいですか。 | お見込みのとおりです。 |
| 50 | 48 | 第3 | 3 | (4) | エ | (イ) | e | (d) | ii) | 器具殺菌庫 | 殺菌効果のある機器については、「要求水準書(案)に関する質問に対する回答」No.145通り、事業者提案でよいですか。 | お見込みのとおりです。 |
| 51 | 50 | 第3 | 3 | (4) | カ | (ア) | d | | | 食缶・配膳器具類の調達業務 | 先行案件の北部センターでは、「炒め物、主菜」用の食缶は兼用でしたが、今回は「炒め物等」用と「揚げ物、焼物等(いわゆる”主菜”)」用を別で調達する要求となっています。それぞれ最適なものを選定したいため、別とする理由をお示しいただけますでしょうか。 | 「揚げ物、焼き物等」は個数付で食缶としてフライ缶が想定されま す。それに対し、「炒め物等」は一人当たり分量が多めで汁が出る 焼肉・浦上そばろ等があり、フライ缶では対応できない場合もある と考えています。「揚げ物」と「炒め物」が同一日に提供することも あるため、食缶の種類を別にしていきます。 |
| 52 | 50 | 第3 | 3 | (4) | カ | (ア) | d | | | 食缶・配膳器具類の調達業務 | 10/31公表の「要求水準書(案)」に関する質問に対する回答」の No146において「6点所持のうち最大5点使用」とあり、資料8による と、ほとんどが4点使用のようなので、一部を兼用し、1クラスあたり 5点所持でご提案してもよろしいでしょうか。 | 適温を保持することができ、献立作成に制限がかかることがない 場合は、事業者の提案によるものとします。 |

要求水準書に関する質問に対する回答

| No | 頁 | 第1 | 1. | (1) | ア | (ア) | a | a) | i) | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----|----|----|-----|---|-----|---|----|----|-----------|---|--|
| 53 | 56 | 第5 | 1 | (6) | | | | | | 各種提案 | 提案の内容については、別途費用が加算されるものもご提案として提出しても宜しいのでしょうか？ | 価格提案書に記載の金額の範囲内において実施できる事項を提案してください。 |
| 54 | 57 | 第5 | 1 | (7) | カ | (ウ) | | | | 緊急時の対応 | こちらの文言における、貴市から受けた設備トラブルにおける緊急対応及び修理に係る費用負担は、貴市が負担する。という認識で宜しいのでしょうか？ また、その場合負担金額(例/10万円以下事業者 10万円以上貴市)等は見込んでいるのでしょうか？ | 前段:維持管理業務の範囲外の事項(突発的な大規模な修繕等)への緊急時の対応については本市が費用を負担しますが、維持管理業務の範囲内の事項で必要となった緊急時の対応は事業者の費用負担です。 後段:具体的な負担金額は設定していません。 |
| 55 | 61 | 第5 | 6 | (4) | ア | | | | | 故障・クレーム対応 | 市民や施設見学者等の申告等により発見された軽微な不具合の修理を行うこと。 軽微な不具合の修繕における事業者の負担金額(例/10万円以下事業者 10万円以上貴市)等ほどの範囲までお見込みでしょうか？ご教示下さい。 | 具体的な負担金額は設定していません。維持管理業務の範囲内の不具合については事業者負担での対応となります。 |
| 56 | 63 | 第5 | 8 | (2) | オ | | | | | 防火・防災業務 | 防火管理者は常駐義務はないとの認識で良いのでしょうか。 | 防火管理者は必ずしも常駐する必要はありませんが、防火・防災業務を適切に実施できる体制を構築してください。 |
| 57 | 63 | 第5 | 9 | | | | | | | 修繕業務 | 本事業における大規模修繕は、目安として建築後10年目～20年目の期間に想定される、工作物及び建築設備における更新工事と史料しております。 貴市との考え方の相違が無いよう、貴市にて負担して頂く大規模修繕の修繕項目・及び貴市にて負担する金額(例/10万円以下事業者 10万円以上貴市)等が御座いましたら、詳細をご教示下さい。 | 現時点で具体的な大規模修繕の項目・金額は設定していませんが、大規模修繕の考え方は要求水準書63ページをご確認ください。 |
| 58 | 63 | 第5 | 9 | (1) | | | | | | 長期修繕計画 | 大規模な修繕計画ではなく、小規模の修繕計画を貴市に提出する。という認識で間違いはないのでしょうか？ | 事業期間終了後に実施する大規模修繕を見据えて、事業期間中に必要な保全計画を作成してください。なお、大規模修繕は本事業の業務に含まれませんが、大規模修繕に係る見込額は長期修繕計画の中で示してください。 |

要求水準書に関する質問に対する回答

| No | 頁 | 第1 | 1. | (1) | ア | (ア) | a | a) | i) | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----|----|----|-----|---|-----|---|----|----|--------|--|--|
| 59 | 63 | 第5 | 9 | (1) | | | | | | 長期修繕計画 | 事業期間終了後の大規模修繕を見据えた事業期間全体の長期修繕(保全)計画を作成し、本市に提出することとありますが、配送校等は含まないという認識で間違いありませんでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 60 | 67 | 第6 | 1 | (7) | ウ | (イ) | | | | 業務従事者 | 「事業者は、統括責任者として、運營業務の業務管理、衛生管理及び設備管理等、業務全般に関する相当の知識と経験を有する者を正規職員として1名配置させること。」とありますが、SPCに従業員は存在しないため、SPCが業務委託する運営企業の正規職員を1名配置するという理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 61 | 67 | 第6 | 1 | (7) | ウ | (エ) | | | | 業務従事者 | 要求水準書(案)の質問回答No174、No175にて食品衛生責任者、検収責任者はそれぞれ他業務責任者と兼務可との回答でした。運營業務副責任者は、食品衛生責任者及び検収責任者と兼務してもよいでしょうか。 | 運營業務副責任者は、専任で配置することが望ましいですが、事業者の提案によるものとします。 |
| 62 | 70 | 第6 | 2 | (2) | | | | | | 食材保管 | 前日及び当日の詳しい納品時間をご教示ください。 | 納品時間帯は今後納入業者と協議のうえ決定するため現時点では未定です。なお、北部学校給食センターでは、前日納品の生鮮青果物は11:00～12:00頃、冷凍及び冷蔵品、乾物などは13:15～14:15頃、当日納品の肉類、もやし、一部野菜(主に月曜日)は7:30～8:30時頃に納品しています。 |
| 63 | 70 | 第6 | 2 | (2) | | | | | | 食材保管 | 様式I-20に於いて、「給食開始時間が異なることに留意する」とございますが、配送時間に関わる作業工程に反映させる必要があるため、各食材の入荷時間の詳細をご教示ください。 | No.62参照。 |
| 64 | 70 | 第6 | 3 | | | | | | | 給食調理業務 | 「調理後2時間以内とは～汁物等の配缶開始時刻から」とありますが、炊飯機やフライヤーのように連続的に仕上がるものは、最後の配缶終了後から2時間でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 65 | 71 | 第6 | 3 | (3) | イ | | | | | 下処理 | 消毒はどのような場合を想定しているのかご教示ください。 | 下処理作業中の消毒に関する記述は削除するよう修正します。 |

要求水準書に関する質問に対する回答

| No | 頁 | 第1 | 1. | (1) | ア | (ア) | a | a) | i) | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----|----|----|-----|---|-----|---|----|----|------------------|---|---|
| 66 | 75 | 第6 | 5 | (1) | イ | (ア) | | | | 事業者による業務従業者の健康管理 | 健康状態をどの程度まで把握することを考えているのかご教示ください。 | 運営業務を問題なく実施できる健康状態であるか否かについて事業者において適切に管理することとし、具体的に把握する内容については、学校給食衛生管理基準 第5票学校給食従事者の衛生・健康状態定期検査票に準じて事業者にて検討してください。 |
| 67 | 75 | 第6 | 5 | (1) | イ | (ウ) | | | | 事業者による業務従業者の健康管理 | 一緒に食事をするというのは、同一の部屋で食事をする事と同義でしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 68 | 77 | 第6 | 6 | (1) | エ | | | | | 給食配送・回収業務 | 変更になりました配送員2名以上のでの対応について、「補助員を配置し、2名以上の体制」と「配送員2名以上の体制」での違いはどのような部分になるのでしょうか。 | 要求水準書(案)に関する質問No.221において、補助員は配膳員でもよいのかとの質問がありましたので、確実な安全確保と衛生管理を考慮して、補助は配送員が行うこととし、配送員2名以上の体制としました。 |
| 69 | 77 | 第6 | 6 | (3) | | | | | | 配送車の調達 | 給食センターの住所で車庫登録(配送業務)は可能でしょうか。 | 可能です。 |
| 70 | 77 | 第6 | 6 | (3) | イ | | | | | 配送車の調達 | 配送車の調達には時間が要する為、増加する場合は早めに協議の時間を設けて頂ければと思います。 | 配送校の変更については、可能な限り早い段階での協議ができるよう努めます。 |
| 71 | 77 | 第6 | 6 | (3) | イ | | | | | 配送車の調達 | 配送校の増加に伴い、追加費用は市が負担すると記載がありますが、配膳員の配置費用につきましても、費用に含んでいただけますでしょうか。 | 配送校の増加に伴い新たに配置する必要のある配膳員の費用についても本市が負担します。 |
| 72 | 77 | 第6 | 6 | (4) | | | | | | 各小・中学校への到着時間 | 資料10にて各学校にて改修を予定されているが、配膳室への搬入に際し問題がある場合は、追加での改修が必要になると思いますが、改修のスケジュール等は決まっているのでしょうか。 | 供用開始前年(R6年)及び供用開始直前(R7年)の夏休みでの改修を想定しています。また、令和7年の1学期までは、既存給食施設で給食を提供する必要があるため、配膳棚の撤去等は1学期の給食終了以降に実施する予定です。 なお、事業契約締結後に各配送校の現地確認を行い、搬入に際し支障がある場合は速やかに本市に報告してください。 |

要求水準書に関する質問に対する回答

| No | 頁 | 第1 | 1. | (1) | ア | (ア) | a | a) | i) | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----|----|----|-----|---|-----|---|----|----|--------------|--|---|
| 73 | 77 | 第6 | 6 | (4) | | | | | | 各小・中学校への到着時間 | 配膳室への搬入に際し、現在の回収で問題がある場合は、追加での改修を予定されているのでしょうか。 | No.72参照。 |
| 74 | 78 | 第6 | 6 | (4) | | | | | | 各小・中学校への到着時間 | 要求水準書(案)に関する質問に対する回答No228において、「複数の日課がある学校については、すべての日課において条件を満たす配送計画としてください」と回答があります。すべての条件を満たすということは、配送車台数＝学校数となることが想定されますが、配送車は、給食センターに配送車用駐車場を設け、管理するとの理解でよろしいでしょうか。 | 必ずしも「配送車台数＝学校数」とする必要はなく、配送計画に基づき必要な台数を提案してください。配送車用駐車場を設けるかどうかは事業者の提案によるものとします。 |
| 75 | | | | | | | | | | 資料3 | 室内土質試験及び地盤の液状化判定結果を公表いただけないでしょうか。 | 追加資料として希望者のみ配布しますので募集要項の担当窓口までご連絡ください。 |
| 76 | | | | | | | | | | 資料5 | ”令和4年度 児童生徒推計(過去6年間平均新月率 県基準学級編成)”につきまして、最終形の配送対象校案にて、南部学校給食センターの対象校となる南小、戸町小、野母崎小、蚊焼小、為石小、晴海台小、川原小、野母崎中、三和中の9校につきましてもお示し頂けますでしょうか。 | 追加資料として希望者のみ追加となる配送対象校の児童生徒推計(基準日:令和4年5月1日)を配布しますので募集要項の担当窓口までご連絡ください。 |
| 77 | | | | | | | | | | 資料6 | 最終形の配送校について、追加の南小、戸町小、野母崎小、蚊焼小、為石小、晴海台小、川原小、野母崎中、三和中の現況の学級数と提供食数をご教示ください。 | No.76参照。なお、実際に給食を提供している学級数及び食数ではなく、在籍のある学級数及び児童生徒数となります。 |
| 78 | | | | | | | | | | 資料13 | 衛生的かつおいしい給食に資するものであれば、細かな手順は事業者の提案に委ねていただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | 食品製造に係る関係法令、学校給食衛生管理基準、大量調理施設衛生管理マニュアル等を遵守している場合はお見込みのとおりですが、具体的な手順については本市に提案し、了解を得てください。 |
| 79 | | | | | | | | | | 資料13 | 5月17日のカラフルサラダの工程で、「スチーム(芯温90度)」とは、スチームコンベクションオープンなどの芯温調理機能で、芯温が90度になるまで加熱を行うということでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |

要求水準書に関する質問に対する回答

| No | 頁 | 第1 | 1. | (1) | ア | (ア) | a | a) | i) | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|---|----|----|-----|---|-----|---|----|----|------|---|---|
| 80 | | | | | | | | | | 資料13 | 5月20日の親子丼の工程で、「割卵→冷蔵→攪拌」とありますが、「割卵→攪拌→冷蔵」の順でもよろしいでしょうか。もしくは「割卵(汚染作業区域)→冷蔵(パススルー冷蔵庫で受け渡し)→攪拌(非汚染作業区域)」でもよろしいでしょうか。 | 卵の割卵終了後、すぐに使用しない場合は原材料用冷蔵庫で保管、使用直前に攪拌し、この時点で保存食50gを採取することとなっています。したがって、割卵後すぐの攪拌、その後の冷蔵保管は認められません。ただし、割卵後すぐに使用する場合は、冷蔵せず攪拌することも想定されます。 |

事業者選定基準に関する質問に対する回答

| No | 本編 | 別紙 番号 | 頁 | 第1 | 1 | (1) | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----|----------|---|----|---|-------|------|--|--|
| 1 | | 1 | | | | I | 事業計画 | 「金融機関等の関心表明書」は「融資確約書」でも良いでしょうか。 | 構いません。 |
| 2 | | 2 | | | | I (1) | | I 事業計画全般に関する事項の「(1)本事業への基本的な考え方」の評価視点に「本事業の基本的な考え方を理解し」とありますが、本事業の基本的な考え方とは何でしょうか。また、「基本理念を具現化」の基本理念とは実施方針1ページの「(4)本事業の基本理念」を指すのでしょうか。 | 前段:募集要項や要求水準書等を把握し、事業者にて提案してください。 後段:お見込みのとおりです。 |
| 3 | | 2 | | | | | | C-3など「事故発生時の避難安全対策」とF-6など「避難経路及び避難装置に明確な表示を施す等、避難に関する具体的なアイデア」は重複しないでしょうか。 | 「事業計画全般に関する事項」と「維持管理業務に関する事項」で提案する視点や詳述する内容等を勘案して提案してください。 |

様式集(資格審査)に関する質問に対する回答

| No | 本文 | 様式 番号 | 1 | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----|----------|---|------------|---|---------------|
| 1 | ○ | | 1 | 資格審査に関する書類 | 設計、工事監理、建設、維持管理、運営等の業務以外の、所謂「FA業務・SPC管理業務」の受託企業は参加資格等要件に関する書類(様式1-3~1-7)の提出が不要という理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 2 | ○ | | 1 | 資格審査に関する書類 | (13)会社概要書は、会社パンフレットでもよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 3 | ○ | | 1 | 資格審査に関する書類 | 入札参加資格申請時に提出する定款、決算報告書には、原本証明は不要との理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 4 | ○ | | 1 | 資格審査に関する書類 | オンライン申請の登記簿を添付すれば足りるとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 5 | ○ | | 1 | 資格審査に関する書類 | (16)~(19)登記簿謄本及び各納税証明書は、原本の写しでもよろしいでしょうか。 | 原本の写しでも可とします。 |
| 6 | ○ | | 1 | 資格審査に関する書類 | (16)~(19)登記簿謄本及び各納税証明書は、発行後3ヶ月以内の書類を提出する認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 7 | ○ | | 1 | 資格審査に関する書類 | 入札参加資格申請時に提出する納税証明書(県税、市税)について、各企業の支店、支社、営業所等で入札参加資格申請を提出する際は、その事業所が所在する県、市の納税証明書を提出するという理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 8 | ○ | | 1 | 資格審査に関する書類 | 「(18)納税証明書(県税:法人県民税、法人事業税)(代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近3箇年)(書式自由)」の提出が求められていますが、これは例えば本社が東京にある場合は都民税の納税証明書を提出すれば問題ないとの認識でよろしいでしょうか。 | No.7参照。 |
| 9 | ○ | | 1 | 資格審査に関する書類 | 県税、市税の納税証明書については、代表企業、構成企業及び協力企業の所在する自治体が発行する証明書を添付すれば足りるとの理解でよろしいでしょうか。 | No.7参照。 |

様式集(資格審査)に関する質問に対する回答

| No | 本文 | 様式 番号 | 1 | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----|----------|---|----------------|--|---------------------------------------|
| 10 | ○ | | 1 | 資格審査に関する書類 | 納税証明書の提出が必要となる場合、県民税については、貴市に事業所がない場合は提出は不要でしょうか。 それとも貴市の入札参加者名簿に届出をしている委任先の支店が所在する地方自治体の納税証明書の提出が必要でしょうか。 | No.7参照。 |
| 11 | ○ | | 1 | 資格審査に関する書類 | 納税証明書の提出が必要となる場合、地方税については、貴市に事業所がない場合は提出は不要でしょうか。 それとも貴市の入札参加者名簿に届出をしている委任先の支店が所在する地方自治体の納税証明書の提出が必要でしょうか。 | No.7参照。 |
| 12 | ○ | | 1 | 資格審査に関する書類 | 「資格審査に関する提出書類(添付書類を含む。)と同じ内容を保存したCD-Rを2枚提出すること。」とありますが、CD-Rに保存する書類には、会社概要書、定款、決算報告書、登記簿謄本、納税証明書(その1)、納税証明書(県税)、納税証明書(市税)も含むとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 13 | ○ | | 1 | 資格審査に関する書類 | 県税、市税の納税証明書については、税額の表示及び証明が必要でしょうか。それとも、未納がないことを証するものを添付すればよろしいでしょうか。 | 納付すべき税額、納付した税額、未納額を表示してください。 |
| 14 | ○ | | 1 | 資格審査に関する書類 | 国税(法人税、消費税)は「納税証明書その3の3」ではなく、「納税証明書その1」という理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。なお、税目は法人税、消費税及び地方消費税となります。 |
| 15 | ○ | | | | 資格審査にかかる質問の回答は、他質問項目より先行して公表していただけますでしょうか。押印などの準備に時間がかかるため。 | ご意見として賜ります。 |
| 16 | | 1-1 | | 公募型プロポーザル参加表明書 | 記載する会社情報は、本社のものでしょうか。 それとも、入札参加資格者名簿に登録している委任先の支店のものでしょうか。 | 参加する事業所について記載してください。 |

様式集(資格審査)に関する質問に対する回答

| No | 本文 | 様式番号 | 1 | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----|------------|---------|----------------------------------|---|---|
| 17 | | 1-1 | | 公募型プロポーザル参加表明書 | 公募型プロポーザル参加表明書にて、各社押印する「印」のマークがありますが、参加者は指名参加登録されていることが前提となっていること、また、規制改革において押印の見直しもあることから様式1-1は各社の押印はしないとしてもよろしいでしょうか。 | 押印は必要です。なお、本市の入札参加資格申請の際の登録印(使用印鑑届と同じ印)を使用してください。 |
| 18 | | 1-1 | | 公募型プロポーザル参加表明書 | 企業ごとに紙を分け、通し番号を付すことで対応することは可能でしょうか。 | 可能とします。 |
| 19 | | 1-1 1-9 | | 公募型プロポーザル参加表明書 | 公募型プロポーザル参加表明書について、手続き時間を短縮するために参加企業各社ごとに別様式で記名捺印し、代表企業が各社分をまとめて捺印し提出してよろしいでしょうか。様式1-9についても同様です。 | 構いません。 |
| 20 | | 1-3 1-7 | 2 | HACCPに対する相当の実績等を有するものであることを証する書類 | 「HACCPに対する相当の実績等を有するものであることを証する書類を本様式の後(うしろ)に添付」とありますが、HACCP認証機関については、地方自治体、業界団体、民間を問わないとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 21 | | 1-3 | 2, 3 | 設計業務を行う者の参加資格等要件に関する書類 | 「当該実績を証する書類」に記載のある書類をPUBDISの提出によって証明に代えることは可能でしょうか。 | 様式で記入を求めている情報(発注者名、履行期間、延べ面積等)が記載されているのであれば構いません。 |
| 22 | | 1-5 | 2, 3 | 工事監理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類 | 「当該実績を証する書類」に記載のある書類をPUBDISの提出によって証明に代えることは可能でしょうか。 | 様式で記入を求めている情報(発注者名、履行期間、延べ面積等)が記載されているのであれば構いません。 |

様式集(資格審査)に関する質問に対する回答

| No | 本文 | 様式 番号 | 1 | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----|----------|---|------------------------|--|-----------------------------|
| 23 | | 1-8 | | 応募グループ、協力企業の構成表及び役割分担表 | 記載する会社情報は、本社のものでしょうか。それとも、入札参加資格者名簿に登録している委任先の支店のものでしょうか。 | 参加する事業所について記載してください。 |
| 24 | | 1-8 | | 応募グループ、協力企業の構成表及び役割分担表 | 記載する本事業における役割は、設計、建設、維持管理、運営等の業務以外の、所謂「FA業務・SPC管理業務」を受託する場合、「FA業務・SPC管理業務」と記載する認識で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 25 | | 1-9 | | 委任状(構成企業→代表企業) | 記載する会社情報は、本社のものでしょうか。それとも、入札参加資格者名簿に登録している委任先の支店のものでしょうか。 | 参加する事業所について記載してください。 |
| 26 | | 1-9 | | 委任状(構成企業→代表企業) | 委任状には他の様式と違い構成企業のみ記載することになっております。協力企業の記載は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。 | 協力企業についても委任状を提出してください。 |
| 27 | | 1-10 | | 委任状(代表企業用) | 受任者の住所は、受任者が所属している会社住所を記載することよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 28 | | 1-11 | | 事業実施体制 | 記載する本事業における役割は、設計、建設、維持管理、運営等の業務以外の、所謂「FA業務・SPC管理業務」を受託する場合、「FA業務・SPC管理業務」と記載する認識で宜しいでしょうか。それとも「その他」と記載するのでしょうか。 | FA業務・SPC管理業務など具体的に記載してください。 |
| 29 | | 1-11 | | 事業実施体制 | 本様式に書く企業名、金融機関名といった組織の名称は実名で良いでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |

様式集(提案審査)に関する質問に対する回答

| No | 本文 | 様式 番号 | 1 | (1) | ① | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----|----------|---|-----|---|-------|---|--|
| 1 | ○ | | 1 | (1) | ③ | 編集方法 | 「提出書類等の1項目が」とあります。この「項目」とはC-1などのNo.を指すのでしょうか。 | お見込みのとおりです。例えば、様式C-1では枚数制限が6ページになりますが、1ページ目の場合は1/6ページとして示してください。 |
| 2 | ○ | | 1 | (2) | | 提出部数等 | 様式A-1、A-2、A-5は正副それぞれをファイルにまとめるのでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 3 | ○ | | 1 | (2) | | 提出部数等 | 「提案審査に関する書類」について、「様式A-3、様式A-4、様式A-4別表については、封筒に入れ密封し、封筒の表書には事業名、書類名、応募グループ名を表記の上、1部提出すること。」とありますが、封筒のサイズに指定はないとの理解でよろしいでしょうか。また、それぞれの様式をまとめて1枚の封筒に入れて提出するとの理解でよろしいでしょうか。 | 前段:お見込みのとおりです。 後段:お見込みのとおりです。 |
| 4 | ○ | | 1 | (2) | | 提出部数等 | 様式A-3、A-4、A-4別表を入れる封筒のサイズは何でしょうか。 | No.3参照。 |
| 5 | ○ | | 1 | (2) | | 提出部数等 | 「提案書の最後に、基礎審査項目チェックシート(M-1)を添付すること。」とありますが、「提案書(9.~10.)」の後ろに添付するとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。なお、基礎審査項目チェックシート(M-1)は、正本1部及びCD-Rのみとし、副本への貼付は不要とします。 |
| 6 | ○ | | 1 | (2) | | 提出部数等 | 「提案書の最後に、基礎審査項目チェックシート」とありますが、縦じ込む位置は、提案書10.提案価格等提案書類の次でしょうか。 | No.5参照。 |
| 7 | ○ | | 1 | (2) | | 提出部数等 | 基礎審査項目チェックシートは正本1部、副本9部とも必要でしょうか。CD-Rのみまたは正本1部だけにしてもらえないでしょうか。 | 基礎審査項目チェックシート(M-1)は、正本1部及びCD-Rのみとし、副本への貼付は不要とします。 |
| 8 | ○ | | 1 | (2) | | 提出部数等 | 「ただし、副本分については、表紙、提出書類に応募グループ名並びに代表企業、構成企業、協力企業の企業名を一切記載せず、参加表明書提出時に与える受付番号を表記すること。」とありますが、正本、副本ともに企業名を匿名表示とし、正本に記号と企業名が分かる資料(対照表)を添付することで、正本も副本と同じように企業名を匿名として提案書を作成することは可能でしょうか。 | ご提案の方法でも構いません。 |

様式集(提案審査)に関する質問に対する回答

| No | 本文 | 様式番号 | 1 | (1) | ① | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----|------|---|-----|---|-------|--|---|
| 9 | ○ | | 1 | (2) | | 提出部数等 | 副本分には「代表企業、構成企業、協力企業の企業名を一切記載せず」とありますが、正本分も同様に企業名を記載せずに提出することをお認め頂け無いですでしょうか。(正本分にも企業名は記載せず、代表企業:〇〇会社、構成企業:△△会社、協力企業:□□会社のように企業名を記載した一覧表を正本の最初のページに綴じ込むことを認めていただけないでしょうか。) ※正本に企業名を記載し、副本は代表企業、構成企業、協力企業に置き換えた際に文字数や体裁が変わってしまい、正本と同様に作成することが困難になります。(正本と同じ行数にならない、図表の大きさが変わるなど) | No.8参照。 |
| 10 | ○ | | 1 | (2) | | 提出部数等 | 「ただし、副本分については、表紙、提出書類に応募グループ名並びに代表企業、構成企業、協力企業の企業名を一切記載せず、参加表明書提出時に与える受付番号を表記すること。」とありますが、応募グループに属さない企業(下請け企業や金融機関等)については提案書において固有名詞を表記して問題ないでしょうか。 | 応募グループ以外の企業や金融機関の名称など応募グループを特定する恐れがある固有名詞は記載しないでください。 |
| 11 | ○ | | 1 | (2) | | 提出部数等 | 副本分については応募グループ並びに代表企業、構成企業、協力企業の企業名を一切記載せず、との記載がございますが、応募グループに属さない企業を事業提案書内で記載する場合は、固有名詞を表記しても問題ないでしょうか。 | No.10参照。 |
| 12 | ○ | | 1 | (2) | | 提出部数等 | 「副本分は代表企業、構成企業、協力企業の企業名を一切記載せず」とあります。これ以外の金融機関名や企業名(上記3種類以外)は実名で記載して良いですか。 | No.10参照。 |
| 13 | ○ | | 1 | (2) | | 提出部数等 | 「提案書提出時には、提出書類と同じ内容を保存したCD-Rを2枚提出すること。」とありますが、CD-Rに保存するデータはPDF、Word、Excelの種を問わないとの理解でよろしいでしょうか。 | 様式の指定のあるもの(様式I-1、I-17、I-18、J-1、J-2、K-1、K-2、K-3、M-1)についてはエクセルとし、それ以外についてはPDFで提出してください。 |
| 14 | ○ | | 1 | (2) | | 提出部数等 | <提案審査に関する書類の構成>に記されている様式欄に「なし」と表記されている書類については、CD-Rで提出するデータ形式は任意という認識でよろしいでしょうか。(例えばExcelやPDF等) | No.13参照。 |

様式集(提案審査)に関する質問に対する回答

| No | 本文 | 様式 番号 | 1 | (1) | ① | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----|----------|---|-----|---|-------|--|---|
| 15 | ○ | | 1 | (2) | | 提出部数等 | 「提案書提出時には、提出書類と同じ内容を保存したCD-Rを2枚提出すること。なお、当該CD-Rには、事業名、応募グループ名、保存されている書類名及び項目を明記すること。」とありますが、「保存されている書類名」とは、表く提案審査に関する書類の構成の「分類」を指すとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 16 | ○ | | 1 | (2) | | 提出部数等 | 「CD-Rには、事業名、応募グループ名、保存されている書類名及び項目を明記することを」とありますが、CD-Rの表面のスペースを考慮すると、「保存されている書類名及び項目」を全て記載することは困難と考えます。このため、CD-Rには、「事業名、応募グループ名、提案書類一式」と記載することを認めていただけないでしょうか。 | ご提案の方法でも構いません。 |
| 17 | ○ | | 1 | (2) | | 提出部数等 | 提出するCD-R2枚は、提案書(正本)×1枚、提案書(副本)×1枚という理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 18 | ○ | | 1 | (2) | | 提出部数等 | CD-Rに保存するのは正本でしょうか副本でしょうか。あるいは両方でしょうか。 | No.17参照。 |
| 19 | ○ | | 1 | (2) | | 提出部数等 | CD-Rに保存する提出書類は、様式A-3とA-4、A-4別表を除いた、A-1からM-1までのすべてでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 20 | ○ | | 1 | (2) | | 提出部数等 | 提案書の内容を補足説明するための資料添付や、「融資確約書」や「関心表明書」といった提案内容の確証を提案書に添付して提出することは可能でしょうか。 | 提案書の内容を補足説明するための資料添付は不要ですが、「融資確約書」や「関心表明書」といった提案内容の確証を提案書に添付しても構いません。 |
| 21 | ○ | | 1 | (2) | | 提出部数等 | 『「提案書(1.~7.)」と「提案書(9.~10.)」を、それぞれ…』とあります。ファイルを2冊に分けるということと解釈できますが、分けて1冊で綴じることも認めていただけないでしょうか。 | ご提案の方法でも構いません。 |
| 22 | ○ | | 1 | (2) | | 提出部数等 | 「各項目にインデックス」とありますが、「各分類ごと」にしていけないでしょうか。作業簡素化と資源節約のためです。 | ご提案の方法でも構いません。 |

様式集(提案審査)に関する質問に対する回答

| No | 本文 | 様式 番号 | 1 | (1) | ① | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----|-------------|---|-----|---|----------------------------|---|--|
| 23 | ○ | | 1 | (2) | | 提案審査に関する書類の構成 3/3 | 運営備品(ザルやスパテラ、ホテルパン等)について細目を記載する項目がありませんが、不要と考えて宜しいでしょうか。 | 食缶・調理備品等については、様式I-17 什器・備品等リストに記入欄を設けるように修正しましたので、様式I-17に記載してください。 |
| 24 | ○ | | 2 | | | 提案審査に関する書類における記載内容の留意点 | 「各書類の表の左上に通し番号」とありますが、提案審査に関する書類にも表紙をつけるのでしょうか。その場合は「A-1、A-2、A-5」と「A-3、A-4、A-4別表」の両方につけるのでしょうか。 | 提案審査に関する書類には、通し番号は不要です。 |
| 25 | | A-3 | | | | 価格提案書 | 提案価格(消費税及び地方消費税相当額を含む。)は提案価格(消費税及び地方消費税相当額を除く。)から割賦金利を除いた金額の10%を加算した金額という認識で宜しいでしょうか。または、様式A-4の各サービス対価(割賦金利除く)の10%をサービス対価に加算した金額の合計でしょうか。 | 提案価格(消費税及び地方消費税相当額を含む。)は、様式A-4の別表①「5税込合計(=1+2+3)」、別表②「3税込合計(=1+2)」、別表③「6税込合計(固定1+2)+(変動3+4)」、別表④「6税込合計(=1+2+3+4)」の事業期間合計の総額となります。また、提案価格(消費税及び地方消費税相当額を除く。)は、様式A-4の別表①「4税抜合計(=1+3)」、別表②「1維持管理費」、別表③「5税抜合計(固定1+変動3)」、別表④「5税抜合計(=1+3)」の事業期間合計の総額となります。 |
| 26 | | A-4 (別表) | | | | 別表① 設計及び建設工事費等業務のサービス対価の内訳 | 事業契約書(案)別紙4の表3には「一時支払金 令和7年9月」とございますが、当該様式は「一時支払金 令和7年10月」となっております。どちらが正しいかご教示いただけますでしょうか。 | 様式A-4別表①を事業契約書(案)に合わせて修正します。 |
| 27 | | A-4 (別表) | | | | 別表① 設計及び建設工事費等業務のサービス対価の内訳 | 一時支払金は1割賦原価の欄に記載するという理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |

様式集(提案審査)に関する質問に対する回答

| No | 本文 | 様式 番号 | 1 | (1) | ① | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----|----------|---|-----|---|---|--|---|
| 28 | | H-1 | | | | 本事業の趣旨に沿った内容で、設計、建設、工事監理、維持管理、運営業務以外の事業者独自のノウハウやアイデアについての提案 | 「設計、建設、工事監理、維持管理、運営業務以外」とは、何を想定しているのでしょうか。例えば、給食センターの施設を使って運営企業の従業員が携わるが運営業務そのものとは関係ない付帯事業のようなものでしょうか。本来業務以外でノウハウやアイデアを提案して、評価の対象になるとすれば、どんなものがあるのか見当が付きません。一般的、抽象的な表現で結構ですので、一つでも例示していただけると助かります。 | 要求水準書に示す各業務に直接的ではないものの関連するような応募者独自の創意工夫やアイデア、地域と共生し良好な関係を維持するための提案などを期待しています。 |
| 29 | | H-2 | | | | 地域経済・地域社会への貢献等についての提案 | 発注内容は必要に応じて追加してもよろしいでしょうか。 | 表中の項目・内容の欄については適宜追加又は修正して構いませんが、(1)から(3)のいずれかの区分としてください。 |
| 30 | | H-2 | | | | 地域経済・地域社会への貢献等についての提案 | 点数化の方法の当該業務に関する地域経済への最大貢献金額は入札参加企業の中での最大貢献金額との理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 31 | | H-2 | | | | 地域経済・地域社会への貢献等についての提案 | 運営業務に関する地域経済への貢献金額についてですが、食数毎、メニュー毎に異なる為、運営業務の15年間を通して地域経済への貢献金額の確約は非常にに厳しいです。必ず達成ではなく努力目標に変更頂けないでしょうか。 | 原案のとおり必ず達成するようにしてください。なお、提案時からの各業務間での貢献金額の変更は可能です。 |

様式集(提案審査)に関する質問に対する回答

| No | 本文 | 様式番号 | 1 | (1) | ① | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----|------|---|-----|---|-----------------------|---|--|
| 32 | | H-2 | | | | 地域経済・地域社会への貢献等についての提案 | <p><提案審査に関する書類の構成 2/3>の「7.応募者独自の提案に関する事項」のNo.H-2に①～④とあります。また、「別紙3 審査項目の評価視点」の3ページ目にあるⅦ欄にも①～④があり、配点もされています。しかし、ヘッダー部分に様式H-* *とあるページには(1)施設整備～(3)運営業務の表しかありません。</p> <p>ということは、①～③については(1)～(3)の表に書き、④については表ではなく文章で書くということでしょうか。また、①～③は表以外に文章も書くということでしょうか。</p> | <p>前段:お見込みのとおりです。</p> <p>後段:①～③は様式H-2の(1)～(3)に示すとおり、地域経済への貢献金額を算定式を用いて点数化するものですが、提案の考え方を文章で補足していただいても構いません。</p> <p>「④地域との交流・連携や地域振興などの地域社会への貢献」については、算定式によって点数化するものではないため、他の提案部分と同様に、文章等で提案してください。</p> |
| 33 | | H-2 | | | | 地域経済・地域社会への貢献等についての提案 | <p>ヘッダー部分に様式H-* *とあるページの下方に、「評価点=配点×当該業務に関する地域経済への貢献額/当該業務に関する地域経済への最大貢献額」とあります。この「配点」とは「別紙3 審査項目の評価視点」の3ページ目にあるⅦ欄の①～④の20、15、30、15点のことでしょうか。仮にそうだとすると、「地域との交流・連携や地域振興などの地域社会への貢献」についても(1)～(3)のように表にして貢献金額を算出するということでしょうか。あるいは文章で既述したものを15点満点で採点するということでしょうか。</p> | <p>前段:地域経済への貢献に係る配点は①～③のみとなります。</p> <p>後段:「④地域との交流・連携や地域振興などの地域社会への貢献」については、算定式によって点数化するものではないため、他の提案部分と同様に、文章等で提案したものを15点満点で採点することになります。</p> |
| 34 | | I-1 | | | | 計画概要 | <p>各階床面積に「室名」とあります。各階の室ごとの床面積を記載するのでしょうか。その場合、室数から考えるとA3判1枚では書けないと思います。</p> | <p>室名については給食エリア(汚染作業区域)、給食エリア(非汚染作業区域)、一般エリアのようにゾーンごとにまとめて記載することも構いません。</p> |
| 35 | | I-1 | | | | 計画概要 | <p>様式I-1 計画概要について、「面積高さ等の数値は図面で確認できるように」とありますが、1F平面図や2F平面図の各所室へ書き込みを行いますとプラン図が見づらくなる為、計画概要書の各階床面積表のみとすることもお認め頂けないでしょうか。</p> | <p>ご提案の方法でも構いません。</p> |
| 36 | | I-3 | | | | 配置計画図 | <p>配置計画図について、S=1/500とありますが施設規模を考えますと縮尺については適宜調整として頂けないでしょうか。</p> | <p>縮尺は適宜変更して構いません。</p> |

様式集(提案審査)に関する質問に対する回答

| No | 本文 | 様式番号 | 1 | (1) | ① | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----|------|---|-----|---|-----------|--|--|
| 37 | | I-7 | | | | 動線計画図 | 「動線計画図」(A3サイズ)1枚とありますが、設計建設的な目線においての1F平面プランについての説明を記載すれば宜しいでしょうか。(例:来客者、調理従事者の人動線、大まかな食材動線等) | お見込みのとおりです。なお、「I-7 動線計画図」と「I-16 厨房設備配置図」の枚数制限は1枚から2枚以内に修正します。 |
| 38 | | I-7 | | | | 動線計画図 | ここでいう「動線」とは、調理動線のことでよろしいでしょうか。具体的な献立に対してではなく、「野菜」「肉」「焼物」といった大まかな内容についての記載でよろしいでしょうか。 | 前段、後段ともにお見込みのとおりです。 |
| 39 | | I-17 | | | | 什器・備品等リスト | 包丁やまな板などの調理備品は、点数が多く、金額も安価なため、1点ずつの記載ではなく、一式の記載でよろしいでしょうか。 | 可能な範囲で種類・規格別に記載してください。また、包丁やまな板などの調理備品は、様式I-17 什器・備品等リストに記入欄を設けるように修正しましたので、様式I-17に記載してください。 |
| 40 | | I-18 | | | | 厨房機器等リスト | 様式I-18 厨房機器等リストの「仕様欄」には「型式、寸法、能力等」を記載させて頂ければ宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 41 | | J-1 | | | | 資金調達計画書 | 「※5:外部借入における資金提供者については、関心表明書等を提出した金融機関等を必ず含むものとし、その写しを添付すること。」とありますが、副本分において金融機関等の固有名称を記載してもよろしいでしょうか。 | 金融機関等の固有名称は記載しないでください。 |
| 42 | | J-2 | | | | 資金収支計画表 | DSCRの算定について、劣後ローン借入は資本金と同等に見なせるとの考え方により、SPCと金融機関との優先貸付契約の財務制限条項におけるDSCR計算にも含めない(元利金は優先ローン借入のみとして算定)場合、本様式のDSCR計算についても、元利金は優先ローン借入のみとして宜しいでしょうか。 | DSCRは、劣後ローンを含む借入額全体に対して算定してください。必要な場合、優先ローン借入のみのDSCRを併記してください。 |
| 43 | | J-2 | | | | 資金収支計画表 | 実際の支払いベースでDSCRを算定する場合、SPCに資金が潤沢にあり収支上問題がないにも拘わらず、一時的にDSCRが悪化する場合がございます。通常金融機関ではSPCの債務返済能力を合理的にみるため、各口座への振替ベースで算定されるDSCRを財務制限条項としております。本DSCRの計算についても、各口座への振替金額をベースに計算しても構いませんでしょうか。 | DSCRについては、本様式の損益計算書及び資金収支計画に記載する金額に基づき算定してください。 |

様式集(提案審査)に関する質問に対する回答

| No | 本文 | 様式 番号 | 1 | (1) | ① | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----|----------|---|-----|---|---------------|--|--|
| 44 | | J-2 | | | | 資金収支計画表 | 「金額については円単位で、消費税及び物価変動を除いた額を記入」とございますが、実際に消費税による資金の動きが生じるため、【資金収支計画】上、別記(消費税の納付、仮受消費税の入金など)する形で問題ございませんでしょうか。 | 構いません。 |
| 45 | | K-1 | | | | 初期投資費見積書 | (5)厨房機器等調達・設置工事のうち、「その他」はどのような費用を想定されておりますでしょうか。 | 該当するものが無ければ記載しなくて構いません。 |
| 46 | | K-2 | | | ③ | その他の費用(年次計画表) | 当該表においては支出額(発生するコスト)を積算し、それを明示する趣旨であると理解しているため、SPCの予定利益およびそれに課税される法人税等(法人税、法人住民税等法人の利益に対して賦課される税金、事業者の税引後利益等)は記載しないという理解で問題ないでしょうか。その分だけ、サービス対価の金額は相違する理解でよろしいでしょうか。 | 様式K-2は、市が支払うサービスの対価の内訳を記載するものであり、法人税等の記載は必要ありません。 |
| 47 | | M-1 | | | | 基礎審査項目チェックシート | 上部の注釈に「指定がある場合は具体的な数値を記載」とありますが、どういう意味でしょうか。 | 例えば、駐車場のよう具体的な台数が指定されている項目については、提案では何台設けたかを明記してください。 |

基本協定書(案)に関する質問に対する回答

| No | 本編 | 別紙 番号 | 頁 | 条 | 1 | (1) | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----|----------|---|----|---|-----|------------------|--|---|
| 1 | ○ | | 3 | 5 | 1 | | 業務の委託、請負 | 入札参加資格の喪失により事業契約を締結することが出来なくなった場合には第6条6項に該当し違約金が課される理解ですが、入札参加資格を喪失した場合でも募集要項(P.9)に従い代替企業の補充若しくは入札参加資格を喪失した者を除く優先交渉権者のみでも資格・能力等の面で支障がないと貴市の承諾を得て事業契約締結した場合には、当該違約金は課されないという理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 2 | ○ | | 4 | 6 | 6 | | 事業契約等 | 入札参加者が落札者として決定した場合に貴市と締結する基本協定書について、構成員が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性がある場合は参入障壁が高くなるため、基本協定書における違約金は、連帯債務ではなく帰責企業がリスクを負担する建付けとして頂きますようご検討をお願い致します。 | 本市は、優先交渉権者の責めに帰すべき事由により事業予定者と事業契約を締結することができない場合には、優先交渉権者に対し違約金を請求しますが、各企業の違約金の負担額については、各企業間で帰責事由等に応じて分担する等、適切に負担してください。 |
| 3 | ○ | | 4 | 6 | 6 | | 事業契約等 | 違約金として、「①設計及び建設工事等業務のサービスの対価」のうち、「ア施設費」における調査・設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する金額並びに当該金額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の10分の1に相当する金額とございますが、これは「様式K-1初期投資費見積書の1、2及び3の合計金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1以上」と同義として試算し、4～10は含まれないということで宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 4 | ○ | | 5 | 11 | 1 | | 有効期間 | 本協定書に有効期間が、「事業契約のすべてが終了した日」までとなっておりますが、かかる内容は、事業契約の期間が満了するまでという趣旨でしょうか、それとも、事業契約上の義務が全て履行されるまでという趣旨でしょうか。その点、明確に記載頂きたく存じます。 | 事業契約上の義務とは、事業契約書に基づき要求水準書の業務を履行する等であり、基本的には事業期間にすべて完了するものと想定しています。事情により事業期間内に事業契約上の義務を履行できない場合には、原則として事業契約の変更により事業期間内に事業契約上の義務がすべて履行されるよう事業期間を延長する等により対応するものとし、基本協定書は事業契約で示す事業期間の終了日を有効期間とすることを想定しています。 |
| 5 | ○ | | 5 | 12 | 1 | | 談合等の不正行為に係る損害の賠償 | 本条文は事業契約締結後に第6条5項各号のいずれかが生じた場合の違約金規定と理解しておりますが、本条文は事業契約書案第66条でも規定されておりますので削除頂けないでしょうか。 | 第12条は、第6条とあわせて事業契約の締結の前後の違約金について記載したものであり、原案のとおりとします。 |

基本協定書(案)に関する質問に対する回答

| No | 本編 | 別紙 番号 | 頁 | 条 | 1 | (1) | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----|----------|---|----|---|-----|------------------|---|-------------|
| 6 | ○ | | 5 | 12 | 1 | | 談合等の不正行為に係る損害の賠償 | 事業契約書案第66条2項の違約金と重複して請求されることはない理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |

事業契約書(案)に関する質問に対する回答

| No | 契約書 | 契約約款 | 頁 | 章 | 節 | 条 | 1 | (1) | ア | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|-----|------|----|---|---|----|---|-----|---|------------------|--|---|
| 1 | | ○ | 1 | 1 | | 3 | 3 | | | 公共性及び事業の趣旨の尊重 | 「事業者は、市の求めるところに応じて、本事業に係る監査・情報公開等に必要書類その他の資料の作成その他の協力を行うものとする。」とありますが、追加費用等が発生しない合理的な範囲での協力という理解でよろしいでしょうか。 | 既存資料を加工して議会や地元等への資料を作成することなどの想定しています。 |
| 2 | | ○ | 5 | 3 | | 16 | 3 | | | 設計の変更 | 貴市にご負担をいただく設計変更にかかる追加的費用には、合理的な金融費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 | 設計変更の費用及び変更による追加的費用には、割賦手数料の変更は含まれますが、事業者と金融機関等との間で発生する事務手数料等は含まれませんので、事業者において負担してください。 |
| 3 | | ○ | 7 | 4 | 1 | 20 | 4 | | | 建設の第三者への発注 | 「当該請負人が、第三者に、当該請負人が請け負った建設工事等の一部を請け負わせるときは、事業者は、市に対し当該第三者（以下「下請負人」という。）の名称その他の情報を事前に通知しなければならない。」とありますが、貴市へ事前に通知するのは第20条第1項に定める「建設企業」から発注される下請負人（一次下請企業）のみという理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。ただし、施工体制台帳、施工体系図については関係法令に従い、二次下請業者も含めて適切に作成してください。 |
| 4 | | ○ | 10 | 4 | 2 | 27 | 1 | | | 工期の変更 | 『当該協議が不調に終わった場合は、市が当該変更の可否を決定するものとし、』とありますが、事業者の意向も考慮して頂き、『当該協議が不調に終わった場合は、市が当該変更は合理的配慮をもって日程を決定するものとし、』に修正頂けませんでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 5 | | ○ | 10 | 4 | 2 | 28 | 1 | | | 工期の変更による費用負担 | 貴市にご負担をいただく工期の変更又は引渡し日の遅延にかかる合理的な増加費用には、合理的な金融費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 | 工期の変更による費用には、割賦手数料の変更は含まれますが、事業者と金融機関等との間で発生する事務手数料等は含まれませんので、事業者において負担してください。 |
| 6 | | ○ | 12 | 4 | 4 | 33 | 3 | | | 建設工事中に第三者に及ぼした損害 | 市から第三者へ賠償した場合は、事業者において損害の妥当性を検討できないことから、市から事業者に対する求償につき、合理的な損害額の範囲での求償に制限頂きたく存じます。 | 原案のとおりとします。 |
| 7 | | ○ | 13 | 4 | 4 | 34 | 2 | | | 建設期間中の保険 | 「事業者は、前項に規定する保険に係る契約書及び保険証書の写しを当該保険の契約締結後、速やかに市に提出しなければならない。」とありますが、保険会社より発行される保険証券、保険約款の写しを貴市へ提出するという理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |

事業契約書(案)に関する質問に対する回答

| No | 契約書 | 契約約款 | 頁 | 章 | 節 | 条 | 1 | (1) | ア | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|-----|------|----|---|---|----|---|-----|---|--------------------------|---|---|
| 8 | | ○ | 13 | 4 | 5 | 35 | 2 | | | 設計及び建設工事等業務の契約保証 | 保証額について、調査・設計費、工事監理費及び建設工事費相当する金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1以上と設定されていますが、これは「様式K-1初期投資費見積書の1、2及び3の合計金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1以上」と同義として試算し、4～10は含まれないということで宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 9 | | ○ | 14 | 4 | 6 | 39 | | | | 所有権保存登記 | 『所有権保存登記手続きは、事業者が行うものとする。』とありますが、登記に関しては原則共同で実施するものと思慮します。また、登記に関する費用負担につきましては、貴市と考えて宜しいですか。 | 本市からの委任により、事業者の費用負担により各登記手続きを行ってください。なお、登録免許税法第4条第1項の規定により、地方公共団体が自己のために行う登記等については登録免許税は課税されません。 |
| 10 | | ○ | 20 | 5 | 4 | 53 | 2 | | | 維持管理及び運営業務により第三者等に及ぼした損害 | 市から第三者へ賠償した場合は、事業者において損害の妥当性を検討できないことから、市から事業者に対する求償につき、合理的な損害額の範囲での求償に制限頂きたく存じます。 | 原案のとおりとします。 |
| 11 | | ○ | 23 | 5 | 5 | 56 | 1 | (5) | | 維持管理及び運営業務の契約保証 | 履行保証保険を付保する場合、維持管理・運営期間中については1年契約の更新でもよろしいでしょうか。 | 構いません。 |
| 12 | | ○ | 23 | 5 | 5 | 56 | 2 | | | 維持管理及び運営業務の契約保証 | 維持管理及び運営業務の受託者が履行保証保険に加入する場合、保険金額はそれぞれが受託する業務の10分の1以上とすれば宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 13 | | ○ | 23 | 5 | 5 | 56 | 2 | | | 維持管理及び運営業務の契約保証 | 年間の金額とは次年度分についての入札時の提案金額と理解して宜しいでしょうか。 | 事業契約書別紙4で定める維持管理及び運営業務のサービスの対価の年間の金額(消費税等相当額を含む)になります。また、第56条第4項に記載のとおり第58条によるサービスの対価の変更があった場合には、改定後の年間の金額(消費税等相当額を含む)となります。 なお、年間の範囲は初年度と最終年度を除いて、事業年度単位(4月～翌年3月)を基本とします。 |
| 14 | | ○ | 26 | 8 | | 63 | | | | 契約期間 | 事業期間終了後、未履行である契約上の義務及びそれに起因して事業期間終了後に発生した義務の履行が完了した場合は、SPCの解散手続きを開始して良いとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |

事業契約書(案)に関する質問に対する回答

| No | 契約書 | 契約約款 | 頁 | 章 | 節 | 条 | 1 | (1) | ア | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|-----|------|----|----|---|----|---|-----|---|---------------------|---|--|
| 15 | | ○ | 28 | 8 | | 65 | 4 | (1) | ア | 事業者の債務不履行等による契約終了 | 違約金として、設計及び建設工事等業務のサービスの対価における施設費のうち調査・設計費、建設工事費及び工事監理費に相当する金額並びに当該金額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の10分の1に相当する金額とございますが、これは「様式K-1初期投資費見積書の1、2及び3の合計金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1以上」と同義として試算し、4～10は含まれないということ为宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 16 | | ○ | 28 | 8 | | 65 | 4 | (1) | イ | 事業者の債務不履行等による契約終了 | 出来形には、貴市の確認を受けた設計図書や、SPC経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 17 | | ○ | 28 | 8 | | 65 | 4 | (2) | ア | 事業者の債務不履行等による契約終了 | 年間の金額とは、契約が解除された当該年度の金額と理解して宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 18 | | ○ | 30 | 8 | | 66 | 2 | | | 談合その他の不正行為等に係る市の解除権 | 規定されている抵触事項が基本協定書(案)第6条第5項と同じにも係らず、違約金が契約金額の10分の1相当額または100分の15に相当する額は過大であると存じますので、違約金は、引渡前・引渡後においてそれぞれ事業契約書(案)65条4項1号及び2号と同様の金額としていただけないでしょうか。 | 事業契約書第66条第2項の違約金は、基本協定書第12条との関連性を踏まえて修正します。 |
| 19 | | ○ | 39 | 11 | | 81 | | | | 事業所税 | 本件施設は長崎市の事業所税の対象事業所でしょうか。対象の場合、課税方法を教えてください。 | 本事業では、事業所税が課税されます。事業所税の申告は、事業年度終了の日から2か月以内に申告及び納付が必要となります。税率については、次のとおりです。 ・資産割: 1㎡につき600円 ・従業者割: 従業者給与総額の0.25% その他詳細については、「事業所税申告のてびき」に記載しておりますので、ご確認ください。 なお、「事業所税申告のてびき」は、長崎市のホームページからダウンロードができます。 (長崎市TOPページ→市民生活→税金・債権/国民年金→市税→事業所税)URL: https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/130000/131000/p009456.html 【市民税課確認】 |

事業契約書(案)別紙に関する質問に対する回答

| No | 別紙 番号 | 頁 | 1 | (1) | ① | ア | (a) | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----------|----|---|------|---|---|-----|-----------------------|---|---|
| 1 | 1 | 41 | | (15) | | | | 用語の定義 | 「不可抗力」に騒乱とありますが、昨今のウクライナ情勢等のような事象に起因する物価上昇等の影響も、通常の予見可能な範囲外のものに含まれるとの認識で良いでしょうか。 | ウクライナ情勢については、日本国内で直接的な被害をもたらすものではないため不可抗力には該当せず、また、それに起因した物価上昇については、第58条によるサービスの対価の改定で対応するものとします。 |
| 2 | 1 | 41 | | (15) | | | | 用語の定義 | 社会情勢を踏まえた物価高騰も不可抗力としてお認め頂けないでしょうか。 | No.1参照。 |
| 3 | 4 | 45 | 1 | | | | | 表2 維持管理及び運営業務のサービスの対価 | 配送車両をリースで調達する場合、運営費に含める理解で問題ないでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 4 | 4 | 45 | 1 | | | | | 表2 維持管理及び運営業務のサービスの対価 | SPCの清算費用については、その他費用に含めて問題ないでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 5 | 4 | 45 | 1 | (1) | | | | 設計及び建設工事等業務のサービスの対価 | 基準金利がTONAベース15年物(円/円)金利スワップレートで、提案書提出時に使用する基準金利は0.836%となっておりますが、提案時の基準金利のレートとしては高く、割賦金利が事業費全体を圧迫するため、提案時の基準金利のレートは提案上限価格算定時のレートとしていただけないでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 6 | 4 | 45 | 1 | (1) | | | | 設計及び建設工事等業務のサービスの対価 | 「提案書提出時に使用する基準金利は0.836%とする」と記載があります。2022年12月の数値だと思慮します。2022年4月1日で0.409%であったことを考えると、倍近い上昇率となっております。また、昨今の情勢から銀行のスプレッドの上昇も懸念されます。提案上限価格も公表されましたが、金利の上昇分について、十分に加味されていますでしょうか。 | 過去の実績等に基づき、適切に提案上限価格を設定しています。なお、基準金利は、引渡し予定日の2営業日前の東京時間午前10時30分現在の東京スワップレート(TONA参照)・リフィニティブのコード“JPTSRTOA=RFTB”に掲示されているTONAベース15年物(円/円)金利スワップレートに基づき改定することとしております。 |

事業契約書(案)別紙に関する質問に対する回答

| No | 別紙 番号 | 頁 | 1 | (1) | ① | ア | (a) | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----------|----|---|-----|---|---|-----|------------------------------|--|---|
| 7 | 4 | 46 | 3 | (1) | | | | 設計及び建設工事等業務のサービスの対価の支払方法について | 割賦元本に対する消費税は元利金支払時にお支払いいただくという理解で宜しいでしょうか。税制上、割賦の延払基準の制度が廃止されているため、割賦元本に対する消費税は一時支払金の支払時に一括にてお支払いいただくよう変更いただけないでしょうか。 | 前段: お見込みのとおりです。 後段: 原案のとおりとします。 |
| 8 | 4 | 46 | 3 | (1) | | | | 設計及び建設工事等業務のサービスの対価の支払方法について | 「基準金利は、南部学校給食センターの引渡し予定日の2営業日前の…」とありますが、部分引渡しがある場合、どの様になるのでしょうか。また、部分引渡しがある場合、割賦手数料、維持管理及び運營業務のサービス対価は部分引渡し時点から発生するという理解でしょうか。 | 前段: 部分引渡しがある場合でも、最終引渡し予定日の2営業日前とします。 後段: 支払スケジュールの一部前倒しは行わず、別紙4の支払いスケジュールのとおりとします。 |
| 9 | 4 | 46 | 3 | (1) | | | | 設計及び建設工事等業務のサービスの対価の支払方法について | ご存じの通り消費税法上、延払基準による方法が廃止されております。それゆえに割賦原価に係る消費税等相当額については、一時支払金に係る消費税等相当額同様、SPCにおいて引渡の属する事業年度に消費税を一括して納付する必要があるため、一時支払金の支払時期に含めて一括して支払う方法をご検討いただくことは可能でしょうか。 また、そのような対応が困難である場合、割賦原価に係る消費税等相当額についても、割賦手数料の計算対象に加算することは問題ないございませんでしょうか。 | 前段: No.7参照。 後段: 問題ありません。 |
| 10 | 4 | 46 | 3 | (1) | | | | 設計及び建設工事等業務のサービスの対価の支払方法について | 設計及び建設工事等業務のサービスの対価のうち、割賦払いについて、税抜価格及び消費税に端数が生じた場合には、初回または最終回にて調整を行うなど事業者の提案に基づく形で問題ございませんでしょうか。 | 端数が生じた場合は初回に調整を行ってください。 |

事業契約書(案)別紙に関する質問に対する回答

| No | 別紙 番号 | 頁 | 1 | (1) | ① | ア | (a) | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----------|----|---|-----|---|---|-----|-----------------------------|--|-------------------------|
| 11 | 4 | 46 | 3 | (2) | | | | 維持管理及び運営業務のサービスの対価の支払方法について | 維持管理及び運営業務のサービスの対価について、税抜価格及び消費税に端数が生じた場合には、「年度単位の最終回」による調整で問題ないでしょうか。 | 端数が生じた場合は初回に調整を行ってください。 |
| 12 | 4 | 46 | 3 | (2) | | | | 維持管理及び運営業務のサービスの対価の支払方法について | 端数が生じた場合、当該端数は初回または最終回のいずれで調整すればよろしいでしょうか。 | No.11参照。 |
| 13 | 4 | 46 | 3 | (2) | | | | 維持管理及び運営業務のサービスの対価の支払方法について | 「開業準備期間の維持管理及び運営業務のサービスの対価についても、令和7年10月から令和22年10月まで、一定の額を平準化して支払うものとする。」との記載がございますが、開業準備期間中に発生する費用はその性質上平準化できるものではなく、その時期特有の突発的に発生する費用であることから、開業準備費の支払いは平準化ではなく一括でお支払いしていただけますでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |

事業契約書(案)別紙に関する質問に対する回答

| No | 別紙 番号 | 頁 | 1 | (1) | ① | ア | (a) | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----------|----|---|-----|---|---|-----|-----------------------------|---|--|
| 14 | 4 | 46 | 3 | (2) | | | | 維持管理及び運營業務のサービスの対価の支払方法について | <p>開業準備期間の維持管理業務の考え方について確認させてください。 募集要項の5ページ目を拝見する限り、維持管理業務については施設引渡後すぐに開始され、施設引渡後～令和7年9月1日までに開業準備という概念に含まれないように読み取れます。また【様式K-2維持管理費及び運営費見積書】の①維持管理費を拝見する限りは、②運営費のように開業準備の欄の明示はございません。</p> <p>一方で様式K-2①欄外を拝見すると「開業準備期間の維持管理費は、事業期間にわたって平準化して支払うので、事業契約書別紙4の表4に示す令和7年10月から令和22年10月までの各支払いに加算するように算定してください。」と記載がございます。</p> <p>開業準備期間(R7.7.1～9.1)に係る維持管理費は、開業準備費として取り扱うか否か、今一度ご教示頂けると幸いです。</p> | <p>開業準備費は、事業契約書別紙4の表2に示すとおり、運営費に含まれるものと位置付けていますので、開業準備期間に維持管理費が発生する場合においても運営費の開業準備費に含めてください。</p> |
| 15 | 4 | 46 | 3 | (2) | | | | 維持管理及び運營業務のサービスの対価の支払方法について | <p>開業準備期間の維持管理及び運營業務のサービスの対価については平準化することが求められておりますが、通常の維持管理及び運營業務のサービスの対価について、固定費部分も平準化は不要という理解でよろしいでしょうか。あくまで固定費部分も発生した期間に帰属した形でサービスの対価を認識する形で問題ございませんでしょうか。</p> | <p>固定費は、事業期間を通じて平準化して支払うため一定としてください。</p> |
| 16 | 4 | 46 | 3 | (2) | | | | 維持管理及び運營業務のサービスの対価の支払方法について | <p>開業準備期間の維持管理及び運營業務のサービスの対価については、運営期間を通じて平準化して支払われるため、実質的に割賦払いと同様になっておりますが、割賦手数料は発生しないということに宜しいでしょうか。</p> | <p>お見込みのとおりです。開業準備費を運営費の固定費に含めて平準化するにあたって必要となる経費がある場合には、市から別途支払いはしませんので必要に応じて事業者にて調達し、固定費に含めてください。</p> |

事業契約書(案)別紙に関する質問に対する回答

| No | 別紙 番号 | 頁 | 1 | (1) | ① | ア | (a) | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----------|----|---|-----|---|---|-----|-----------------------------|--|---|
| 17 | 4 | 46 | 3 | (2) | | | | 維持管理及び運営業務のサービスの対価の支払方法について | 運営業務のサービス対価のうち、変動費部分を算定するにあたり、提案上の食数4,000食/日とする理解でありますが、各年度の四半期ごとの提供予定日数(初年度、最終年度、中間年度の各四半期ごとの支払予定額算定の観点より)をご教示頂きますと幸いです。 | 提供予定日数は、年度によって異なりますが、年間192～196日程度を想定しています。 4半期又は学期ごとの内訳は以下のとおりです。 4～6月 57日程度 1学期(4～7月) 70日程度 7～9月 32日程度 2学期(9～12月) 76日程度 10～12月 57日程度 3学期(1～3月) 48日程度 1～3月 48日程度 |
| 18 | 4 | 46 | 3 | (2) | | | | 維持管理及び運営業務のサービスの対価の支払方法について | 運営業務のサービス対価のうち、変動費部分を算定するにあたり、提案上のアレルギー対応食についても4,000食/日の内数として80食/日とする理解で問題ないか念のため確認させて頂けますと幸いです。 | お見込みのとおりです。 |
| 19 | 4 | 46 | 3 | (2) | | | | 維持管理及び運営業務のサービスの対価の支払方法について | 「以降、令和22年7月まで年4回支払うこととする」とありますが、間違いないでしょうか。開業準備期間については「…令和22年10月まで」とあります。 | ご指摘のとおり、維持管理及び運営業務のサービスの対価の支払時期について、令和22年10月までの支払いに修正します。 |
| 20 | 4 | 46 | 3 | (2) | | | | 維持管理及び運営業務のサービスの対価の支払方法について | 「なお、開業準備期間の維持管理及び運営業務のサービスの対価についても、～令和22年10月まで、一定の額を平準化して支払うものとする」とありますが、平準化しますと、利息やサービス対価の改定で、開業準備業務費相当分の市の支払額が一括で支払う場合よりも多くなる可能性があります。開業準備業務が完了したタイミングで一括でお支払いいただけないでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |

事業契約書(案)別紙に関する質問に対する回答

| No | 別紙 番号 | 頁 | 1 | (1) | ① | ア | (a) | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----------|----|---|-----|---|---|-----|--------------------------------------|--|---|
| 21 | 4 | 46 | 3 | (2) | | | | 維持管理及び運営業務のサービスの対価の支払方法について | 平準化により開業準備期間における維持管理及び運営業務のサービス対価が支払われる場合も、開業準備業務が完了した時点で当該債権債務が確定し、万が一引渡し後に事業契約解除となった場合は、事業者へ未払金相当額が支払われるという理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 22 | 4 | 47 | | | | | | 表3 設計及び建設工事等業務のサービスの対価の金額及び支払いスケジュール | 令和7年9月に一時支払金が支払われ、令和7年10月に割賦金1回目が支払われるという理解で宜しいでしょうか様式A-4では、令和8年9月の記載がございますが、事業契約書案 表3のものに読み替えても問題御座いませんか。 | お見込みのとおりです。様式A-4別表①を事業契約書(案)に合わせて修正します。 |
| 23 | 4 | 47 | | | | | | 表3 設計及び建設工事等業務のサービスの対価の金額及び支払いスケジュール | 一時支払金は1割賦元本の欄に記載するという理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |

事業契約書(案)別紙に関する質問に対する回答

| No | 別紙 番号 | 頁 | 1 | (1) | ① | ア | (a) | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----------|----|---|-----|---|---|-----|--------------------------------------|---|--|
| 24 | 4 | 47 | 2 | | | | | 表3 設計及び建設工事等業務のサービスの対価の金額及び支払いスケジュール | 表3の「消費税及び地方消費税相当額」の欄がありますが、平成30年度の税制改正に伴い、長期割賦販売等に係る延払基準が廃止されたため、事業者(SPC)は割賦元本総額に係る消費税及び地方消費税を施設引渡年度に全額納付することが必須となっています。そのため、割賦元本総額に係る消費税及び地方消費税額は、「一時支払金」の支払時期に一括して(全額)支払う方法に修正していただけないでしょうか。 ※他の地方公共団体が実施している学校給食センターPFI事業においても、延払い基準の廃止に対応して、一時支払金の支払時期と同時期に全額、事業者を支払う方法を採用している事例があります。 | 原案のとおりとします。 |
| 25 | 4 | 49 | | | | | | 表4 維持管理及び運営業務のサービスの対価の金額及び支払いスケジュール | 表4を拝見する限り、消費税の計算については、各項目ごと(運営業務固定/運営業務変動/光熱水費/その他の費用)に消費税を乗じて算定するようにお見受けしますが、その理解で問題ないでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 26 | 5 | 57 | | | | | | サービスの対価の改定方法 | サービス対価の改定において、基本となる指数の取り方として将来のまだ確定していない指数を使用する事となっています。現時点の見積は可能ですが、将来、指数が公表された場合、変更対象との理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。また、将来、指標が変更となり、後継の指数がある場合(基準年度の更新も含む)には当該指標を使用することとします。 |

事業契約書(案)別紙に関する質問に対する回答

| No | 別紙 番号 | 頁 | 1 | (1) | ① | ア | (a) | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----------|----|---|-----|---|---|-----|----------------------------------|--|---|
| 27 | 5 | 57 | 1 | | | | | 設計及び建設工事等業務のサービスの対価の改定に関する基本的考え方 | サービス対価の改定方法について、令和5年4月(提案書提出時)の「建設物価 建築費指数(工場)」(一般財団法人建設物価調査会)の指数値とありますが、長崎県の建設物価資料の入手には時間を要する為、福岡市の建設物価指数で宜しいでしょうか。 | 「建設物価 建築費指数(工場)」(一般財団法人建設物価調査会)は、都市別指数ではなく、標準指数を使用することとします。 |
| 28 | 5 | 57 | 1 | | | | | 設計及び建設工事等業務のサービスの対価の改定に関する基本的考え方 | 「改定方法については、令和5年4月(提案書提出時)の『建設物価 建築費指数(工場)』(一般財団法人建設物価調査会)の確定値を用い、」とありますが、一般財団法人建設物価調査会のホームページにて公表されている、都市別指数で長崎に近い「福岡」地区の指数を使用するとの理解でよろしいでしょうか。 | No.27参照。 |
| 29 | 5 | 57 | 1 | | | | | 設計及び建設工事等業務のサービスの対価の改定に関する基本的考え方 | サービスの対価の改定方法について、「※施設整備費は、別紙4表1における施設費のうち『建設工事費』のみとする。」とありますが、給食の調理に係る什器・備品等の価格が高騰することも考えられますので、食缶等の調達費、什器・備品等の調達費につきましても、サービスの対価の改定の対象とさせていただきますでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 30 | 5 | 57 | 3 | (1) | | | | 維持管理及び運営業務のサービスの対価に関する基本的な考え方は | 「3ポイントを超える差が生じた場合に、次年度分以降のサービスの対価の改定を行う。」との記載がございますが、3ポイントを超える差が生じるまで変動しないのは、過去のPFI事業の経験上、実際には世の中の物価が変動しているにもかかわらず、サービス対価が変動しないこととなり事業者にとってあまりにリスクが大きいです。他案件と同様に、毎年改定していただく又は1.5ポイントを超える差が生じた場合に改定していただくよう変更していただけないでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |

事業契約書(案)別紙に関する質問に対する回答

| No | 別紙 番号 | 頁 | 1 | (1) | ① | ア | (a) | 項目等 | 質問内容 | 回答 |
|----|----------|----|---|-----|---|---|-----|--------------------------------|---|--|
| 31 | 5 | 57 | 3 | (1) | | | | 維持管理及び運營業務のサービスの対価に関する基本的な考え方は | 昨今の物価高騰を踏まえ、設計及び建設工事等業務と同様の1.5ポイント差を対象に改定を行って頂けないでしょうか。 | No.30参照。 |
| 32 | 5 | 57 | 3 | (1) | | | | 維持管理及び運營業務のサービスの対価に関する基本的な考え方は | 改定時における市への通知等はいつ頃までに行うのかご教示ください。 | 次年度の予算に反映させる必要がありますので、10月末を期限としてサービスの対価の改定に係る通知等を行う予定としています。 |
| 33 | 5 | 59 | 3 | (2) | | | | 光熱水費 | 光熱水費の改定に用いる指標が消費者物価指数(長崎市)「光熱・水道」(総務省統計局)となっていますが、事業予定地は都市ガスが通ってなくプロパンガスの使用が想定されます。しかし、消費者物価指数(CPI)のガス代にはプロパンガス以外に、昨今の燃料費高騰の影響はありますが、比較的価格が安定している都市ガスも含まれているので、実際のプロパンガスの価格変動とは連動しないことにより、事業者の資金収支計画に大きな影響を及ぼします。財務省や日本LPガス協会のホームページに掲載されるCIF価格の推移を指標として認めて頂けないでしょうか。 | 原案のとおりとします。ただし、市場価格の実態と明らかに合わない場合は、ご提案の資料も参考とするなど、市及び事業者で協議することを想定しています。 |